

共同漁業権について

——漁業制度調査会（1958年—1961年）の審議を中心として——

田 平 紀 男

On Common Fishery Right in Japan

The Deliberations of the Fisheries Laws Investigating Committee (1958—1961)

Norio Tabira*

Keywords : Coastal fishery, common fishery right, fishermen's cooperative association,
fisheries law

Abstract

Some articles relating to Common Fishery Right of the 1949 (Showa 24) Fisheries Law were amended in 1962 (Showa 37). The Fisheries Laws Investigating Committee (1958—1961) deliberated how the Fisheries Law should be amended. The author surveys the deliberations of the committee.

はじめに

現行漁業法は、昭和37年に改正された昭和24年漁業法（以下「昭和37年改正漁業法」ともいう。）である。昭和37年改正漁業法の立法過程では、共同漁業権に関する規定の改正も問題になり、実際に一部改正がなされた。漁業法8条の改正は、その例である。すなわち、昭和37年改正前の昭和24年漁業法（以下「昭和37年改正前漁業法」ともいう。）8条は、共同漁業権について、漁業協同組合の組合員たる漁民の「各自漁業を営む権利」を規定していたが、昭和37年改正漁業法8条1項は、共同漁業権について、漁業協同組合の組合員（漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）の「漁業を営む権利」を規定している。

昭和33年に設置された漁業制度調査会の漁業制度改善の方策に関する審議は、昭和37年漁業法改正の基本方向を定めるものであった。本稿は、漁業制度調査会（昭和33年—昭和36年）における共同漁業権に関する審議を概観しようとするものである。

I 昭和37年改正前漁業法における共同漁業権

共同漁業権は、昭和37年改正前の昭和24年漁業法で設けられた新しい概念であり、明治43

* 鹿児島大学水産学部水産法学研究室 (Laboratory of Fisheries Law, Faculty of Fisheries, Kagoshima University, 50-20 Shimoarata 4, Kagoshima 890, Japan)

年漁業法の専用漁業権、特別漁業権および定置漁業権を整理して、その一部を内容としている¹⁾ (昭和37年改正前漁業法6条2項5項参照)。昭和37年改正前漁業法における共同漁業権とは、共同漁業を営む権利をいい、共同漁業とは、特定の漁業であって一定の水面を「共同に利用して」営むものをいう (同法6条2項5項)。共同漁業には、第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業、第4種共同漁業および第5種共同漁業の5種類がある (同法6条5項1号—5号)。第1種共同漁業は、そう類、貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業である (同法6条5項1号)。

共同漁業の免許について適格性を有する者は、関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であって、その組合員 (漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。)のうち関係地区内に住所を有し1年に30日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が関係地区内に住所を有し1年に30日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるものである (同法14条6項)。「共同漁業権は沿岸漁民全体の固有権であるので、申請した漁業権の内容の漁業種類の如何にかかわらずその漁業を営む者ではなく沿岸漁民全部を関係漁民とした」、といわれている (傍点引用者)²⁾。

漁業協同組合の組合員であって漁民 (漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。) であるものは、定款の定めるところにより、当該漁業協同組合などの有する共同漁業権の範囲において各自漁業を営む権利を有する (同法8条)。

共同漁業権の定義における、一定の水面を「共同に利用して」 (同法6条5項) とは、「その地区の漁民総有の入会漁場——一定のとりきめのもとに漁民が原則として平等に利用する漁場——ということを表したもので、その具体的形態として協同組合が漁業権を持ち、その行使方法を組合員の総意できめ、それに従って組合員に原則として平等にやらせること——協同組合 (漁民団体) という形による漁民の漁場管理——」である、といわれている³⁾。

II 漁業制度調査会の設置

昭和33年5月10日、漁業制度調査会設置法が公布された⁴⁾。同法によると、漁業制度調査会設置の目的は、「漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため」であり (同法1条)、同会の所掌事務は、「農林大臣の諮問に応じ、漁業生産に関する制度および漁業者の協同組織の改善に関する重要事項を調査審議し……関係行政庁に建議することである (同法2条)⁵⁾。

昭和33年7月28日付けで、農林大臣より漁業制度調査会に対して、「現行の漁業に関する基本的制度を改善するための方策如何」という諮問がなされた⁶⁾。

この諮問は、「諮問事項説明」として次のように述べている⁷⁾。

「わが国の漁業は、戦後の復興に伴い次第に漁場が拡大されるとともに急速な発展を遂げたが、「この間沿岸漁場における漁業生産は必ずしも十分な伸展をみせず、漁業経営体総数の8割5分を占める漁家層は、低い生産性と所得水準にとどまり、また、この漁場における漁業調整、特に沖合漁業との調整の問題は近來深刻化してきている。」「一方遠洋漁場においても、近年沿岸諸外国との調整を図る必要が漸次増大する」などして、「従来のように漁場

の拡大によって問題を解決する方途にも慎重な態度をとらざるを得ない事態に至っている。」
「このような事態の下においては、従来にもまして一層水産資源の維持培養を図り、漁場を高度に利用し、漁業の調整に意を用い、漁業の生産性を高め、漁業者の協同組織を整備してその経営の安定を期する必要があるが、これらの問題事項を含めて現行の漁業に関する基本的制度全般に関し、その改善の方策について貴調査会の御意見を承りたい。」

Ⅲ 漁業制度調査会の審議における共同漁業権

農林大臣より諮問を受けた漁業制度調査会は、昭和33年6月5日の第1回総会から4年間にわたって審議を続け、昭和36年3月28日に答申を行った。この審議過程は、(1)昭和34年10月13日の中間報告まで、(2)昭和35年6月3日の中間決定まで、(3)昭和36年3月28日の答申まで、の3時期に分かれる。以下、共同漁業権の問題を中心として、答申に至るまでの審議経過を概観する⁸⁾。この場合、内水面における第5種共同漁業は、一応除いて考える。

1 中間報告（中間答申）

漁業制度調査会は、昭和33年7月29日の第2回総会において、農林大臣より「現行の漁業に関する基本的制度を改善するための方策如何」という諮問を受けた。調査会は、同年8月22日の第3回総会において、沖合遠洋漁業関係を審議する第1部会と、沿岸漁業、漁業権制度、漁業協同組合制度関係を審議する第2部会を設置した。一応の一般討論を終了した調査会は、昭和34年5月13日の第4回総会の後、更に具体的事項をつめるために、両部会共通の小委員会（第1次小委員会）を設けた。調査会は昭和34年10月13日、農林大臣に審議経過の中間報告を行った⁹⁾。

中間報告の内容で共同漁業権に関する部分は、「第3 漁業権と漁業協同組合との関係」の「1 漁業権制度について」のa、bである。この部分は、次のとおりである¹⁰⁾。

a 第1種共同漁業及びつきいそ漁業

(i) 第1種共同漁業については、今なお部落総有の観念を前提とした地元の一般沿岸漁民による入会利用という性格が強いが、現行の漁業協同組合（以下「漁協」ともいう。）の組合員資格要件たる年間漁業経営（又は従事）日数を、組合の経済事業面からの要請に基づき引き上げた場合には、従来の採取権者中脱落する者がかなり生ずることが予想されるので、この場合には、これらの者の漁業権行使を従前どおり認めるとともに、漁業権行使方法の決定に際しても、これら漁民の発言権を保護するための制度的考慮が必要である。

(ii) 漁協の合併広域化を促進するためにも、第1種共同漁業についての漁協内部における部落地先単位の漁業権行使を従前どおり確保しうる道を考慮する必要がある。

(iii) 共同採取的漁業であっても、つきいそ漁業及び一部の第1種共同漁業については関係漁業者を主体とする漁場改良事業の実施による生産性向上が可能であるが、この事業の推進のためには、漁業権行使方法の決定に際し、特に関係漁業者の意思を現行よりも強く反映させるための制度的考慮が必要であり、また行使権者を漁業者に限定することも考慮する必要がある。

(iv) 定着性生物の個々の漁民による採捕というこれら漁業の性格上、第1種共同漁業及びつきいそ漁業については、漁協の自営を認めないこととするのが適当である。

b a 以外の共同漁業

現行の第2種共同漁業、第3種共同漁業（つきいそ漁業を除く。）及び第4種共同漁業には、その具体的行使者が事実上特定する場合も少なくないので、直接経営者に免許し、あるいは許可制とする方法も考えられるが、地元漁業間の調整をはかる上には、現行どおり漁協に免許し、漁協が、行使者及び行使方法を定めることが適当である。しかし、漁業権者たる漁協の組合員が、これらの漁業について各自行使する権利を有するという現行の規定は、運営上、解釈上しばしば問題を起こすこともあるので、これらについては事態に即した改正を考慮すべきである。

以上が、中間報告の内容で共同漁業権に関する部分である。

この中間報告に対する代表的な批判は、財団法人水産研究会（会長浅野長光）の行ったものである、といわれている¹¹⁾。この批判は、上述した中間報告のaの(iv)に対して、第1種共同漁業及びつきいそ漁業について漁協自営を認めるか否かは「組合で自主的に決めるべきことで制度的に規制することは疑問である」と述べている¹²⁾。また、中間報告のbに対して、「組合有漁業権に関して、各自行使の原則をくずさず、現実の行使者の行使権と経営を保証しつつ漁場条件の変化とともに広く組合員の新規着業の可能性をも保証することが望ましいと考える。その意味では、漁業権の種類別に差別的に規定するのではなく、組合有漁業権一般について規定すべきではないだろうか」と述べている¹³⁾。

2 中間決定

漁業制度調査会は、中間報告を行った後、昭和34年12月、第2次小委員会を設けて漁業制度の具体的改善方策を検討し、その結果を昭和35年6月3日、「漁業権制度、水産業協同組合制度並びに生産共同化の組織についての対策」と題してまとめ、これを中間決定とした¹⁴⁾。

中間決定の内容で共同漁業権に関する部分は、「第2章 漁業権制度」の「第1節 漁業権の分類と内容」の一部と「第2節 管理漁業権の保有主体と行使関係」の大部分である¹⁵⁾。この部分を見てみよう。

第1節の「1 漁業権の分類」の「(1)共同漁業」で、「共同漁業のうち、第1種共同漁業は、今なお部落総有の観念を前提とした一般遠岸漁民による入会利用という性格が強いのに対し、第2種共同漁業、第3種共同漁業及び第4種共同漁業は、その具体的行使者が事実上特定している場合が少なくないので、第1種共同漁業とは区別して取り扱うのが適当である」と述べている¹⁶⁾。

第2節の「1 管理漁業権の保有主体」を見てみよう。この管理漁業権とは、いわゆる組合管理漁業権のことである¹⁷⁾。ここでは、「漁業協同組合が保有する管理漁業権についてその属すべき地区の範囲（以下「関係地区」という。）を原則として旧市町村程度に拡大し、関係地区内の沿岸漁業者の大多数をその組合員とする漁業協同組合……に、この漁業権を免許することとし、」「共同漁業権等の管理漁業権について、地区を重複する漁業協同組合相互

間の共有は、原則として認めないものとする必要がある」と述べている¹⁸⁾。

第2節の「2 管理漁業権の行使関係」を見てみよう。ここでは、次のように述べている。「(1)法8条の『各自漁業を営む権利』は第1種共同漁業に限るものとし、その他の管理漁業権にあっては、『免許を受けた漁業協同組合は、漁業権行使規程の定めるところにより、その組合員に当該漁業を営ませることができる。』とする等、漁業の性格と漁場行使の実態に即した措置を講ずる必要がある。(2)管理漁業権の行使を適正にするため漁業権の行使は組合員の大多数をもって定める漁業権行使規程によるものとし、この漁業権行使規程の制定変更には、行政庁の認可を要することとする必要がある。(3)漁協の合併広域化を促進するためにも、共同漁業権の部落ごとの行使を制度的に保証する必要があるので、漁業協同組合が漁業権行使規程を制定し又は変更する際には、関係する部落内の沿岸漁業者の大多数の同意をえなければならないように措置する必要がある¹⁹⁾。」

以上が、中間決定の内容で共同漁業権に関する部分である。

中間報告は、1で述べたように、第1種共同漁業及びつきいそ漁業（第3種共同漁業の一つである。）については漁協の自営を認めないこととするのが適当である、としていたが、中間決定は、この点に触れていない。中間報告におけるこの主張が中間決定において撤回されたのであれば、結果的には、漁業制度調査会が1で紹介した水産研究会の批判を受け入れたことになる。なお、中間報告は、上述の場合のように、共同採取的漁業を「第1種共同漁業及びつきいそ漁業」として論じていたが、中間決定は、つきいそ漁業に言及していない。

中間決定は、漁業法8条の「各自漁業を営む権利」を第1種共同漁業に限るものとし、中間報告の考え方を具体化した。組合有漁業権一般につき各自行使を規定すべきであるとする水産研究会の批判は、受け入れられなかったことになる。

3 答申

漁業制度調査会は、中間決定を行った後、昭和35年6月、第3次小委員会を設けて、残された問題などにつき検討し、中間報告（中間答申）後の審議結果を「漁業に関する基本的制度についての対策」と題して取りまとめ、昭和36年3月28日、農林大臣に答申した²⁰⁾。

答申の内容で共同漁業権に関する部分は、2で紹介した中間決定の内容と同様であるが、一部の字句が修正されている²¹⁾。

ここで、答申の内容の「第1 制度改正の基調」、「第2 漁業権制度」の「1 漁業権制度改正の方向」のうち本稿のテーマに関係すると思われる部分を見ておこう。

答申は、「第1 制度改正の基調」で次のように述べている²²⁾。

わが国の「沿岸漁業においては家族労働力を中心とする漁家経営が著しく多く、これは経営体数において総経営体数の8割以上を占めるにかかわらず、生産高の面からみれば漁業総生産の2割にも達していない現状にあり、その生産性と所得は一般に低い水準にとどまっている。」「狭隘な沿岸漁場の中であって多数の零細な漁場（民？）が就業し、低い生産性と劣悪な生活水準に停滞している現状は、健全な姿とは言い難いので、今後の国民経済の成長発展、就業構造の変化に即応して、漁業構造の改善が強く要請せられている。」「わが国漁業をめぐる情勢の変化に対応して、今後の漁業政策の基調は、漁獲量中心の施策から、漁業の近代化とその生産性の向上を推し進めることにより漁業所得の向上、漁業経営の安定を図るこ

とに重点が移行されなければならない。」「とくに、漁業制度は、漁業の生産に関する基本的制度であるから、この制度とその運用は、上記の基調にそって改善されなければならない。」

「今日、わが国沿岸漁業が漁業生産力発展の趨勢からとり残されている原因の一つは、現行法が意図した漁場の総合的、計画的な高度利用が十分達成されていないこと、その制度上の裏付けが必ずしも適切とは言い難くなってきている点にあると思われる。そこで、沿岸漁業の推移と漁民層の動向に即して、漁民を主体とする漁場の適正な管理を如何にして実現して行くかということ、すなわち、従来の部落単位の漁場管理という狭い枠をこえ、また都道府県ごとの地元主義、モンロー主義を打破して、生産性の高い近代的な漁業経営の発展を促進することができるように、漁場管理の合理化を図ることを基調として、漁業制度とその運用の改善を図るべきである。」

答申は、「第2 漁業権制度」の「1 漁業権制度改正の方向」で次のように述べている²³⁾。

「漁業権制度の比重は、さきの漁業制度改革以来十年間の沿岸漁業の推移に伴って大幅に低下してきている。しかし、その中に零細漁民による魚介藻類の共同採取という生計補完的性格の強い漁業から、比較的広範囲に漁場を占め、多額の資本を投下して大規模に営まれる漁業まで、発展段階を異にする種々の漁業が包含されている。そして、それぞれその漁場行使の実態を異にしているので、漁業としての発展段階および漁場行使の態様から漁業権の分類と内容を再検討し、発展的な漁業をさらに伸長させることとし、他方漁業権の存在が他種漁業の生産力の発展の障害にならぬよう調整上の配慮を加えるべきである。」

「漁業権の分類並びに内容の再検討に伴い、漁業生産力の発展と漁場の総合的・高度利用を図る見地から、漁業権の保有主体とその行使関係をそれぞれ次のように措置すべきである。」

「漁家漁業としての性格を有し、多数の漁民によって漁場が重複利用される漁業については、これを総合的に管理する必要上、関係する沿岸の一般漁業者の大多数を構成員とする漁業協同組合が管理の主体となるべきである。」「この場合、共同漁業権、一部の区画漁業権については、これが部落単位の零細な規模の漁業協同組合による保有と結びついて、漁場の総合的な適正管理の実現を阻害する傾向も見受けられるので、管理主体となる漁業協同組合の規模を適正にする必要がある。」

「現在、漁業協同組合が保有する管理漁業権には、発展段階の異なる幾つかの漁業種類が包含され、いずれも定款の定めるところにより組合員に『各自漁業を営む権利』が保障されている。しかし、一部の漁業にあっては、『各自漁業を営む権利』の性格が明らかでなく、運用上、解釈上に疑義を生じている。そこで、漁場行使の実態と沿岸漁業発展の方向に即して、それぞれの行使関係を制度的に整備すべきである。とくに、のり、かき養殖業等を内容とする一部の区画漁業権にあっては、漁業権行使の細分化を是正し、健全な漁業経営の育成に資するように漁業権の管理方法、ことに行使規定のきめ方に改善を加える必要がある。」

答申は、第2の「3 管理漁業権の保有主体と行使関係」の「(2)管理漁業権の行使関係」の(イ)で、「漁業協同組合が保有管理する区画漁業権について、当該漁業の経営単位の細分化を防止する見地から、漁業協同組合が漁業権行使規程を制定し、または変更する場合には、当該漁業を営む組合員の大多数の同意をえなければならないよう措置する必要がある」と述べている²⁴⁾。

Ⅳ 若干のコメント

漁業制度調査会第2次小委員会第3回会議資料（昭和35年2月8日付け）である「漁業権制度についての問題事項」は、漁業権を、「総有理念に基く共同採取権的性格のもの」と「市民法理念に基く営業権的性格のもの」に分類し、「市民法理念に基く営業権的性格のもの」を更に「個別営業権的性格のもの」と「営業権的性格を持ちながら団体的規制が必要と考えられるもの」に分類している²⁵⁾。この分類によると、共同漁業は、第1種共同漁業が共同採取権的性格のものであり、その他の共同漁業が営業権的性格のものである。そして、後者では、個別営業権的なものが第2種共同漁業のうち水深15メートル以下のいわゆる小型定置漁業、団体的規制が必要と考えられるものが小型定置漁業以外の第2種共同漁業、第3種共同漁業、第4種共同漁業である。この場合、内水面における第5種共同漁業は、一応除いて考えられている。

この資料は、第1種共同漁業などは「漁業者団体（主として漁業協同組合）に免許され、第8条の『各自漁業を営む権利』による保証は、共同採取権的性格からみて、この場合に限ることになるのではないか」と述べ、「営業権的性格を持ちながら団体的規制を必要とする漁業権は漁業者団体（主として漁業協同組合）に免許し、その内部的行使関係は漁業権行使規程等により定めることとなるのではないか」と述べている²⁶⁾。Ⅱで見たように、漁業制度調査会の中間決定＝答申は、ほぼこの方向でなされた。

ところで、昭和37年改正前漁業法における共同漁業権は、明治34年漁業法、明治43年漁業法における専用漁業権（地先水面専用漁業権）を継承したものであり、漁業部落の地先漁場における入会漁業関係を権利として構成したものである²⁷⁾。民法上の入会権については、まず「各地方ノ慣習」が「慣習法」として裁判所を拘束する、すなわち法源となるが（民法263条・294条、法例2条）²⁸⁾、この場合の「慣習」は、「特定の土地についての入会の慣行の存在を内容とするものであることを要せず、入会主体——すなわち総有的法律関係の主体——としての適格を有する仲間の共同体の存在を内容とするものであれば足る」と解する有力説がある²⁹⁾。このような入会主体は、入会集団または実在的総合人と呼ばれる³⁰⁾。この立場によると、入会集団の存在を内容とする慣習があることが入会権の前提要件であり、この入会集団が「従前の慣行上入会権の存在しなかった地盤の所有権を契約によって取得した場合に『共有の性質を有する入会権』が成立する³¹⁾」。この説は、共同漁業権に関する立法や解釈にも重要な手がかりを与えられられる。前述のように、昭和37年改正前漁業法における共同漁業権は、漁業部落の地先漁場における入会漁業関係を権利として構成したものであり、漁業制度調査会の審議は、その再構成を問題にしているが、上述の説は、この問題に手がかりを与えてくれる。すなわち、上述の説を共同漁業権に即して理解すると、特定の漁場についての漁業入会の慣行の存在を内容とする実態（慣習）ではなく、漁業入会集団の存在を内容とする実態（慣習）が漁業入会権＝共同漁業権を構成する場合の前提要件であり、この漁業入会集団が従前、漁業入会の慣行の存在しなかった漁業権を取得した場合、その漁業権は漁業入会権（または入会的漁業権）となる、ということになるだろうか。このように理解できるとすれば、前述の漁業制度調査会の第2次小委員会第3回会議資料と中間決定＝答申

が、第1種共同漁業について漁業入会集団の存在を内容とする実態を認め、その漁業入会集団＝漁業者団体（主として漁業協同組合）を漁業入会権たる第1種共同漁業権の主体としながら、同じ漁業者団体に同じく管理漁業権として免許されるその他の共同漁業（第2種共同漁業、第3種共同漁業および第4種共同漁業）権を漁業入会権として取り扱わない、としているのは、妥当ではない³²⁾。

漁業制度調査会の答申を具体化するために、立法化のための作業が行われることになるが、その過程で、共同漁業権に関する規定の改正方向と問題点の所在も、より明らかになってくるであろう。その時に改めて、漁業制度調査会の答申の妥当性が問われることになる。

注

- 1) 水産庁経済課編『漁業制度の改革』（以下『改革』という。）、日本経済新聞社、1950年、281頁。
- 2) 前掲『改革』385頁。
- 3) 前掲『改革』281頁。昭和37年改正前漁業法における共同漁業権につき、拙稿「専用漁業権と共同漁業権——漁業行使権との関係を中心として——」、『鹿児島大学水産学部紀要』第34巻第1号（1985年12月）、142頁以下参照。
- 4) 漁業基本対策史料刊行委員会編『漁業基本対策史料第2巻』（以下『史料2』という。）、水産庁、1965年、549頁。
- 5) 前掲『史料2』549頁。
- 6) 前掲『史料2』568頁。
- 7) 前掲『史料2』568頁。
- 8) 前掲『史料2』558頁以下による。
- 9) 前掲『史料2』558-563頁。
- 10) 前掲『史料2』604-605頁。全文の引用であるが、意味を変えない範囲で、文字などを一部変えた。漁業制度調査会の中間報告（抄）は、『同』595-607頁に収録されている。
- 11) 前掲『史料2』607頁。
- 12) 前掲『史料2』613頁。水産研究会の批判は、『同』608-614頁に収録されている。
- 13) 前掲『史料2』613頁。
- 14) 前掲『史料2』614頁、674頁。
- 15) 前掲『史料2』679-681頁。漁業制度調査会の中間決定は、『同』675-687頁に収録されている。
- 16) 前掲『史料2』679頁。
- 17) 前掲『史料2』677頁参照。
- 18) 前掲『史料2』680頁。
- 19) 前掲『史料2』680-681頁。
- 20) 前掲『史料2』687頁、752-753頁、756-757頁。
- 21) 前掲『史料2』759-762頁。漁業制度調査会の答申は、『同』756-776頁に収録されている。
- 22) 前掲『史料2』758-759頁。
- 23) 前掲『史料2』759-760頁。
- 24) 前掲『史料2』762頁。
- 25) 前掲『史料2』619-621頁。
- 26) 前掲『史料2』620頁。
- 27) 前掲拙稿137頁以下参照。
- 28) 川島武宜「入会権の意義および性質」、川島武宜編『注釈民法(7)』有斐閣、1968年、522-523頁。
- 29) 川島・前掲論文523頁。
- 30) 川島・前掲論文512-513頁。
- 31) 川島・前掲論文523頁。

-
- 32) 本文で紹介した漁業制度調査会第2次小委員会第3回会議資料は、「共同漁業のうち『団体的規制が必要と考えられるもの』は本来組合員が共同に営むものではないので別の漁業種類（例えば特別漁業）とするのが妥当ではないか」と述べているが（前掲『史料2』620頁）、漁業制度調査会の中間決定＝答申は、この点を明言していない。